

兵庫県推計人口における用語について

兵庫県推計人口は、直近の国勢調査結果を基礎とし、住民基本台帳法に基づく月間の移動数(出生・死亡・転入等・転出等)を加減して、毎月1日現在の人口及び世帯数を算出した数値です。ここで使用する用語の説明は以下のとおりです。なお、兵庫県推計人口は外国人を含んでいません。

1. 自然増減

(1) 出生

その月1ヶ月間の出生により、住民票を記載した人数。

(2) 死亡

その月1ヶ月間の死亡により、住民票を抹消した人数。失踪宣言を含む。

(3) 自然増減

「出生」から「死亡」を差し引いた人数。

2. 社会増減

(1) 社会増

① 転入

その月1ヶ月間に転入届を受理した人数(県内他市区町、他都道府県及び国外から転入した人数)。職権記載や国籍を取得した者は含めない。

② その他の増

その月1ヶ月間に転入した者を除く職権記載をした者、国籍を取得した者、その他の事由による者の数。

(2) 社会減

① 転出

その月1ヶ月間に転出届を受理した人数(県内他市区町、他都道府県及び国外へ転出した人数)。職権削除や国籍を喪失した者は含めない。

② その他の減

その月1ヶ月間に転出した者を除く職権削除をした者、国籍を喪失した者、その他の事由による者の数。

(3) 社会増減

「転入」に「その他の増」を加え、「転出」と「その他の減」を差し引いた人数。